

合 意 書

平成 10 年 12 月 25 日

住 所 群馬県安中市安中一丁目23番13号
安中市役所内

氏 名 安中市土地開発公社
理事長 中 島 博 範



住 所 群馬県安中市安中一丁目23番13号

氏 名 安中市長 中 島 博 範



住 所 前橋市元総社町194番地
株式会社群馬銀行

氏 名 代表取締役 吉 田 恭 三



安中市土地開発公社、安中市および株式会社群馬銀行は、前橋地方裁判所平成7年(ワ)第599号貸金・保証債務履行請求事件(以下、本訴訟という)にかかる平成10年12月9日成立の和解に関し、和解成立後の当事者間における事務手続きにつき下記のとおり合意する。

記

1. 本訴訟の対象貸金(24口)にかかる金銭消費貸借契約証書については、和解による24億5千万円全額の支払が完了した時点で、株式会社群馬銀行が安中市土地開発公社に返却するものとし、安中市土地開発公社および安中市はこの取扱を何ら異義なく承認する。
2. 平成21年以降の10年ごとの支払方法については、当事者間の合意整い次第安中市土地開発公社および安中市が、10年ごとに「以降10年間の支払方法」を記載した「証」(例示様式は別紙のとおり)を株式会社群馬銀行に差し入れるものとする。
3. 本合意を証するため、本書3通を作成し各1通を保有する。

以 上

証

平成 年 月 日

株式会社 群馬銀行 御中

住 所

債 務 者

住 所

連帯保証人



第1条 債務者は、前橋地方裁判所平成7年(ワ)第599号貸金・保証債務履行請求事件について平成10年12月9日成立の和解調書(以下、原調書という)にもとづき貴行に対して現在金 円也の債務を負担しているが、今般上記債務の支払方法を次のとおりとすることに合意する。



記

支払方法

平成 年から10年間、毎年12月25日限り金 円宛支払う。その余については原調書第4項第3号のとおり。

第2条 保証人は、この変更を承認のうえ引き続き保証人となり、債務者と連帯して債務履行の責に任ずる。

第3条 この証に別段の定めあるもののほかは、すべて原調書の各条項を適用する。

以 上